

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消等請求上告受理申立事件

国側当事者・国

平成22年5月10日不受理・確定

(第一審・東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年6月24日判決、本資料259号-118・順号11231)

(控訴審・東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年12月17日判決、本資料259号-238・順号11351)

決 定

申立人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	五十嵐 啓二ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
同指定代理人	宇津木 克美

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成22年5月10日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 須藤 正彦

裁判官 竹内 行夫

裁判官 千葉 勝美